

会議名	第 8 回（令和 5 年度第 1 回）長崎市歴史的風致維持向上協議会
日時	令和 5 年 5 月 17 日（水）10：00～12：00
場所	長崎市役所 9 階中会議室
議題	第 1 号 令和 4 年度 長崎市歴史的風致維持向上計画 進捗管理・評価について 第 2 号 長崎居留地歴まちアクションプランの策定について 第 3 号 洋館活用に関するサウンディング型市場型調査の調査結果に関する報告
審議結果	(1) 第 1 号議案：次の意見を附して、原案のとおり異議なし ・長崎市内に現存する洋館の中で価値があって残していくものについては市で残していく仕組みを検討すること ・伝統的建造物保存事業は古い建物を活用するための取組として他の事業者にも参考になるため、情報の公開を要望する ・浪の平小学校跡地の広場について（多目的トイレ設置予定）、伝建条例には 2 方向以上の屋根をかけるようにしか書いていないが、東山手・南山手の洋館は、100%寄棟であるため、行政がよく調べて洋館らしい設計をしていただきたい (2) 第 2 号議案：原案のとおり異議なし (3) 第 3 号議案：次の意見を附して、原案のとおり異議なし ・洋館活用に関して、建築士が法の中で用途変更などできる枠組みを早く作ること。 ・長崎市にある文化財は縛りが厳しい印象。他の都市の洋館の活用事例をもっと体験して経験を増やして、市の担当者が楽しんで活用を検討すること。 <第 1 号議案> 主な質疑応答 【委員】 ・評価シートについて、大概の事業については計画どおり進行している書きぶりだが、一部で計画どおり進捗していない事業について、今後どう動くのかご説明いただきたい。（今後、事務局が力を入れたいことは何か。） 【事務局】 ・歴史的建造物の顕在化と活用について力を入れていきます。また、地域活動についてコロナの影響があり、今まで十分に P R の機会がなかったため、情報発信にも力を入れて取り組んでいきます。 【委員】

	・評価シート 23 ページの文化財の保存に関連して、長崎市内に現存する洋館の中で価値があって残していくものについては市で残していく仕組みを検討すべきではないか。 【事務局】 ・洋館の保存について、この地区に残存している洋館は伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物に特定されていることから、所有者と協議しながら維持補修を行っています。その中で所有者から手放す意向が示された場合は、その都度どうやって保存していくか所有者とともに協議し検討するという体制をとっております。 【委員】 ・伝統的建造物群保存地区内にある孔子廟横の広い空き地について、今後何が建つのか市は把握しているのだろうか。 【事務局】 ・現時点で市に情報は入っていませんが、当該地区は景観形成重点地区に指定されているため、建築確認の事前協議を行う時に景観に関する協議もあわせて行いますので、その際に設計者と協議してまいります。 【委員】 ・評価シート 5 ページの屋外広告の件について、景観形成地区内で移動式の広告物が多く出ているため、何らかのガイドラインを示して、定期的に見回るようなことが必要ではないか。 【事務局】 ・周辺住民から苦情がございましたら指導に伺うということを随時やっております。 ガイドラインに移動式看板の取り扱いについて具体的に書いておらず、はっきりとは言えませんが、可能な限り取り扱いを検討したいと思います。 【委員】 ・評価シート 8 ページのマリア園でやっている伝統的建造物保存事業は古い建物を活用するための取組として他の事業者にも参考になるものと思うので、情報の公開を要望したい。 【事務局】 ・情報の公開は受注者と協議いたします。 【委員】 ・評価シート 23 ページの浪の平小学校跡地の広場について、伝建条例には2方向以上の屋根をかけるようにしか書いていないが、東山手・南山手の洋館は、100%寄棟であるため、行政がよく調べて洋館らしい設計
--	---

	をしていただきたい。 【事務局】 ・障害者に対応した多目的トイレを設置予定です。屋根の形状については、可能な限り建築課と協議していくようにしたいと思います。 【委員】 ・東山手の池上邸について、シロアリ被害がひどい。どう対処されるのか教えていただきたい。 【事務局】 ・池上邸について、以前の所有者様から寄付の申し出がありましたが、所有者様が亡くなり、親族に相続されました。現在、生前の意向を踏まえて寄付の手続きのため、協議をしております。もし、寄付ということで話がまとまった時は、歴史的な価値のある建物として、今後の歴史まちづくりに生かせるよう活用したいと考えております。 <第2号議案> 主な質疑応答 なし <第3号議案> 主な質疑応答 【委員】 ・建物を異種用途に使用する場合の法的な適合に関してどのくらいご検討いただいているのか。洋館活用をやるのであれば枠組みを作らないと難しいと思う。 【事務局】 ・基準法の枠はありますが、それを取っ払ったところで民間さんがどう洋館を活用するかということでサウンディングを行っております。サウンディング結果をもとに今後、建築指導課を含め協議をしていきます。 【委員】 ・洋館活用に関して、建築士が法の中で用途変更などできる枠組みを早く作ってほしい。洋館を減らさずに済むので、できれば早い時期にご検討いただきたい。
--	---